

## 船舶事故調査報告書

平成29年8月10日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成29年4月21日 03時30分ごろ～22日 05時50分ごろの間）
発生場所	宮城県気仙沼市御崎岬 <sup>おさき</sup> 東方沖 陸前御崎岬灯台から真方位094° 7.3海里（M）付近 （概位 北緯38° 50.9′ 東経141° 49.7′）
事故の概要	漁船あづま丸は、船長が落水して死亡した。
事故調査の経過	平成29年4月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 あづま丸、9.1トン MG2-6410（漁船登録番号）、個人所有 14.78m（Lr）×3.54m×1.09m、FRP ディーゼル機関、120PS（動力漁船登録票による）、昭和63年7月2日
乗組員等に関する情報	船長 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成6年2月18日 免許証交付日 平成25年10月7日 （平成31年2月17日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 1 海象：うねり 波向南、波高約1.2m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、御崎岬東方沖の漁場でたこ籠漁を行う目的で、平成29年4月21日01時30分ごろ自宅を出た後、宮城県本吉町日門 <sup>ひかど</sup> 漁港を出港した。 本船が所属する漁業協同組合の担当者は、18時20分ごろ本船の僚船から、あづま丸が帰港していないとの連絡を受け、僚船2隻により無線電話で本船に呼び掛けさせたものの応答がなく、家族にも連絡がないとのことで、18時40分ごろ海上保安庁に捜索を依頼した。

	<p>本船は、20時50分ごろ、捜索中の巡視船により発見され、ほぼ停止しており、人影が見当たらなかったため係官が移乗を試みたものの、海上模様等の関係で乗り移れなかった。</p> <p>本船は、22日04時15分ごろから捜索に出ている日本水難救済会大谷本吉救難所所属の救助船に乗っていた救助員により、05時50分ごろ乗り移って本船船内が捜索されたが、船長が発見されなかった。</p> <p>船長は、他の救助船が、本船の船尾から海中に出ているたこ籠の漁具を揚収していたところ、06時18分ごろたこ籠の幹縄が足に絡まった状態で揚がって来たところを発見されて日門漁港に搬送後、医師により死亡が確認され、溺水と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>死体検案書によれば、船長の死亡時刻は、21日05時00分ごろと推定された。</p> <p>本船は、ふだん、船長が1人で乗り組み、01時30分ごろから02時00分ごろの間に日門漁港を出港し、御崎岬東方約7Mの漁場で操業した後、14時00分ごろに帰港していた。</p> <p>たこ籠の幹縄は、ふだん、たこ籠を揚収する際はラインホーラーを使って巻き込まれ、たこ籠の敷設時は籠の重さを利用して海中に送り出されていた。</p> <p>本船が所属する漁業協同組合の担当者によれば、本船の航行中の速度は約10ノットで、日門漁港から漁場までは約1時間30分であった。</p> <p>海上保安庁の情報によれば、本船は、船内を捜索した際、主機が運転されて微速力前進となっており、船体に他船と衝突したような痕跡がなく、船内に漁獲物のたこが残されていた。</p> <p>船長の家族によれば、船長の健康状態は良好であった。</p> <p>船長は、発見当時の着衣が長袖シャツ及びカッパのズボンで、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、21日03時30分ごろ御崎岬東方沖の漁場に到着し、22日05時50分ごろ船長が船内にいないことが確認されたことから、この間において、船長が、操業中に落水したものと考えられるが、船長が本事故で死亡しているため、落水するに至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が御崎岬東方沖において操業中、船長が落水</p>

	したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 送り出し、又は巻き込む場合における漁具には、みだりに触れ、若しくは<sup>また</sup>踏がないこと。</li> <li>・ 小型漁船に1人で乗船して漁ろうに従事するときは、救命胴衣を着用すること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

